1

日刊 (日曜日、 土曜日、休日休刊)



東京都

変更箇所

東久留米市中央町三丁目

区域変更略図

目

次

告

○都立公園の位置、 …………………(建設局公園緑地部公園課)… 区域及び面積の変更……

公

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(同)… …………(産業労働局商工部地域産業振興課 \equiv

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出………

示

告

●東京都告示第六百十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第三条第三項の規定により、

東京都立公園の位置、

区域及

び面積を次のとおり変更する。 令和五年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

別図のとおり

東京都立六仙公園

公 霐

変更内容 変更年月日

十五日 令和五年四月二

発 行

東京都立六仙公園

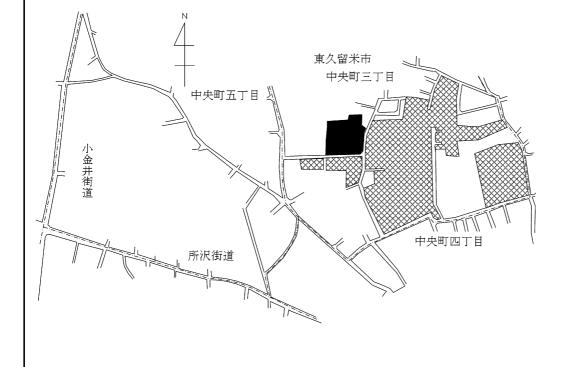
変更前の区域 追加区域

面積 面積 乓

五三、 七三三・八九 六九七・三七 平方メートル

変更後の面積 五九、 四三一・二六 平方メートル 平方メートル 別図

 \triangleright



七 六

駐

車場の位置及び

店舗地下三階ほか

五十八台

,	1	1

告

ついて 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

舗の新設について届出があったので、 より次のとおり公告し、 法」という。) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 第五条第一項の規定により大規模小売店 その届出及び添付書類を縦覧に供 同条第三項の規定に 以下 十 二 +

号 あっては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所 労働局商工部地域産業振興課 添えて、 とする者は、 なお、 に到着するよう提出してください 令和五年四月二十四日から四月以内に東京都産業 法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう 意見の内容を記載した書面に「一氏名 (新宿区西新宿二丁目八番 (団体に (団体 十四四 十六 十五.

令和五年四月二十四日

東 京 都

公

報

する。

合子

S H

店舗名

設置者名 店舗所在地 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組

三

四 設置者住所 渋谷区桜丘町四番二十三号

Ŧi. 氏名又は名称小売業を行う者の 未定

令和五年十一月三十**日**

新設をする日

干

店舗面積の合計 万二千百七十平方メートル

東京都知事 小 池 百

I B

届出日

縦覧場所

Shibuya Sakura Stage UYAサイド(A街区) 渋谷区桜丘町百二十三番 十八 十七

十九 縦覧期間

縦覧時間

時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十

九 収容台数配置及び 隔地 二十 应

収容台数

+置及び面積 荷さばき施設の位 店舗地下二 ートル 階 四百六十九平方メ

三

設置者名 店舗所在地

渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組

渋谷区桜丘町百二十四番

店舗名

RAサイド(B街区)

S A K U

廃棄物等の保管 方メートル 店舗地下二 階 百二十八・九二立

の開店時刻小売業を行う者 四時間営業
年前七時。ただし、

士 小売業を行う者 の閉店時刻 四時間営業午前零時。

できる時間帯 利用することが 来客が駐車場を

び位置 の出入口の数及 駐車場の自動車 五箇所 店舗西側ほ

荷さばき施設に 十四四

を行うことがで おいて荷さばき きる時間帯 1時間

東京都產業労働局商工部地域產業 **令和五年三月二十九日** (新宿区西新宿二丁目八番

士

の休日に関する条例(平成元年東 月二十四日まで。ただし、東京都令和五年四月二十四日から同年八 十四四

京都条例第十号)に定める休日を 十六

容量の位置及び

Ŧi. 四

小売業を行う者の

未定

設置者住所

渋谷区桜丘町四番二十三号

氏名又は名称

一部店舗 二十

部店舗二十

八 七 六

収容台数配車場の位置及び

店舗地下一階

二十五台

階

七台

店舗面積の合計 新設をする日

四千六百三十一平方メート

ル

令和五年十 一月三十日

午前七時から午前零時まで

+ 九 荷さばき施設の位 収容台数配置及び 店舗

置及び面積 店舗 階 三百十平方メートル

か

廃棄物等の保管 店舗 階

〇四立方メー

<u>+</u> 施設の位置及び 卜 ル

十二 小売業を行う者 四時間営業午前七時。よ 四 十二:

小売業を行う者 の開店時刻 四時間営業
ただし、 部店舗 干

一部店舗

干

来客が駐車場を 利用することが の閉店時刻 し、一部二十四時間年前七時から午前零時まで。

び位置の出入口の数及 駐車場の自動車 [箇所 店舗東側ほか

十

Ŧī.

できる時間帯

おいて荷さばき 二十四]時間

荷さばき施設に

を行うことがで

きる時間帯

3	令和	5年4	4月2	24日	(月	曜日)			5	ŧ	京	都	公	ž	報							(}	第17	805	号)
			号	労働	添えて、	あっ	にあ	とす	な	その	準用	舗の	法	大				-	<u> </u>				十 九		十八	十七
店舗名		令 和 五	に到差	局 商 丁		て は	ってけ	とする者は、	なお、注	届 出 及	する	変更に	と	規模小	つ	大期		r F	従			i	縦		縦覧	届出
111		年四	する	部地	和五	在地	団体		第八	及び添	第五	いつい	う。	売店	いて	模小		į Į	従覧寺間				縦覧期間		縦覧場所	Ï
		月二	よう	域産	年四日	(<u>=</u>)	名及	見の点	条第一	付書	条第一	て届	第	大規模小売店舗立地法		売店										
古	東京	令和五年四月二十四日	提出し	労働局商工部地域産業振興課	月二十	意見を	びその	内容を	二項の	類を縦	二項の	出があ	六条笠			甜立		支分台	⊏ K	全 古	i on	日	<u></u>	#	市	⇔
王多	東京都知事	Н	に到着するよう提出してください。		占日	述述べ	代表	記載	が規定	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次	の変更について届出があったので、	一項	平成		地法に	3	寺までを余く。 分まで。 ただし	in s 九	余く。 京都条	が休日	月二十四日まで。	和五	一号)	不京都	令和五年三月二十九日
摩セ	争小		ださ	新宿	から	る理	者の	した	に基	供する	によ	ので、	の規	十年		基づ	ß	をから	寺 三-	例第	に関	四日	年四日		産業	年三
ター	池		°,	区西新	月月	出た	大名)	書面に	つき、	ک _ه	り次の		定によ	法律		く変更		ただし、	十 分 か	号)	するタ	まで。	月二十	(新宿区西新	労働日	月二十
- 駅 高				宿二	め内に	記載	(二) 住	意見の内容を記載した書面に「臼氏名	意見		いとお	※第三	め大	九十		大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出		正 / /	と う 子	に定	一个例(ただし、	- 四 日	新宿	層面	九日
京王多摩センター駅高架下店舗	百合っ			(新宿区西新宿二丁目八番一	東京都	した書	所合	氏名	を述べ		のとおり公告し、	項にな	規模-	(平成十年法律第九十一号。		出に	·	正午から午後一	参 四	める	平成	し、ま	令和五年四月二十四日から同	宿二丁目	部地	
店 舗	子			番一	令和五年四月二十四日から四月以内に東京都産業	っては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に	(団 体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう		音し、	同条第三項において	「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店	以 下				後	F前九寺三十分から干爰四寺三十	余く。 京都条例第十号)に定める休日を	「公別」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人」 「一人	東京都	吗 年 八	ロバ番	産	
_			十六		<i>></i> C		十 五.	•••	十四	十三	<u>+</u> =		十	<u>.</u> H	-	九	八		七		六	ни.	五.	四四	三	二
店舗名												老	一変	の代表	E (の住所 変更後	の 住 所 前	称	業 変	代表	変更	代表	変更	設置	設置	店舗
名			縦覧時間				縦 覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	者の代表者名	変更後の小売業	の代表者名の代表者名		所後の	0)	J	業者の夭名又よ名変更を行った小売	代表者名	変更後の設置者の	代表者名	変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地
			間				間		所			表者	の小吉	者名の対象を	· Ele	の小売業者	小売業者		名又さ		設置多		設置	所		地
																			ょ 小名 売							
京王	H E	寺までを余く。 分まで。ただし	午前九時三十分か	除く。	京都条列第十号)の休日に関する冬	月二	令和五年四月二十	一号)	東京都産業労働局	令和五年三月二十	令和四年十一月二十一日	ア	川 田	ア 山	ļ :	(京学	王書籍販売株式会社)		株式会社京王スト		都村		紅村	新宿	京王電鉄株式会社	多摩市落合一丁目
宝 蹟 松	7	じをか	九時二	1	紀列に関	四日日	土 年 加		郁産業	五 年 三	年十		裕 史	真也	1	土書籍	精 販 売 会		会社方		智史		康	区 新 宿	竜鉄株	巾落合
京王聖蹟桜ヶ丘シ	(よく。	十分	- - -	京都条列第十号)の休日に関する条	月二十四日まで。	月二	(新宿区西	小労働	月二	<u>-</u> 月					(京王書籍販売株式会社)シ摩市豊ケ丘一丁目二十	株式二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		主ス		~			新宿区新宿三丁目	式会	丁二
3		•	からた		を例			西新宕	局商工	十四日	一		(株式会社京王ス	(杉式会社房田フ		株式会工具	会 目 四 一								社	
ピン		十から	十後四	8	正 のる	ただし、	ロ か ら	9日十	上部协	П	日ほ		社 京	社方	t j	云社)	丁三番		アほか一名					一番二十四号		十番地一
ッピングセン		午後	>ら午後四時三十	1	に定める木日を例(平成元年東	東京都	四日から同年八	自八	商工部地域産業		か			∃ フ	<u> </u>	(京王書籍販売株式会社)多摩市豊ケ丘一丁目二十二番地			名					- 四 号		
	+										十		<u>۱</u>	<u>}</u>		 九	京 	 七		六		五.	四四	三	=	
	十七		十六				十三		 - -	•	_				下 業						代					
	縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	者の代表者名	変更後の小売業	者の母	変更	者の仕	変更終		の住所の住所の	自行っ	者のロ	変更を行った小売	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	表者々	変更後の設置者の	代表者名	変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所な	
	間		朔	Ц	Ц	表者	後の小	代表者	iii ろ ト	所	後の小		0 17 57 53 54	ノ ト 吾	名又	行った	人は名売	人は名売	41	設置	41	の設置	旂	1	在地	
						名	売業	者の代表者名	売 業		変更後の小売業		が著れ	长当	は名	小売	称者	称業者		者の		者の				
の月休一	令和	一号	辰 興 東 京都	令和	令和	ア	川田	アド				社	スタテ	きて		株式	株式	株式		都村		紅村	新宕	京干	多摩	ター
の休日に関する条例月二十四日まで。た	五年		果都産	令和五年三月二十四日	令和五年二月一日ほか	ほカ	川田裕史	は	丰 真也	ス株式会社)一号(エステ		社) ほか	ステールホー	営ノ		会社	会社	会社		智史		康	邑新	京王電鉄株式会社	多摩市関戸一丁目十番地	•
関日 すっ	四月一	7	新岩豆	三月	二月		史			社 ステ・	宮前田		ホ ド 1 1	년 대		京王	京王	京王		史			宿三	株式☆	戸一十	
るで 条。 例 か	十四	<u> </u> 	ユ西斯 断局部	十	日ルチ		株式~	村	朱 式へ	ほかホ	型丁目		ルディ	 -		人トア	人 ト ア	ストア					目	会社	十月	
パだし	目か	1	(新官区西斯官二丁目産業労働局商工部地域	日	か	•	会社会	章 社	会生	ル	二十		· ン グ 十			株式会社京王ストアほか十	ほか	ァ ほ か					番二		番地	
(平成元年東たし、東京都	令和五年四月二十四日から同年八	-	張興課(新宮区西新宮二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	:			(株式会社京王スト) - -	(朱弐会士京王スト	ディ、	渋谷区神宮前四丁目二十六番二十		ステールホールディングス株式会法区が、門世門目三番十三号、	<u>.</u> 1. 7		十一名	株式会社京王ストアほか四十名	株式会社京王ストアほか三十六名					新宿区新宿三丁目一番二十四号		ーほ	
東都	千八	1	八産番業				ì		<u>`</u>	ング	· 		会 3	Ľ		石	名	六 名					万		か	

_	(第17805号)		東京	都公	報 令和5年	4月24日(月曜日) 4
	十 十 十 五 四 三	+ + +	九		六 五四三二	一十八八
	縦 覧 期 場 所	の住所の住所の代表者名の代表者名者の代表者名者の代表者名	変更後の小売業者の住所の生所の主が、	八三を行った小売り、三を育る	店舗所在地店舗所在地設置者住所変更前の小売業者の氏名又は名称の大名又は名称の大名又は名称の大名又は名称の大名又は名称の大名とは名が	店 舗 名 覧 時 間
	令和五年四月二十四日から同年八一号) 一号) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一月 日ほか 1 イーストカン (株式会社ワコー 株式会社ワコー 1 1 1 1 1 1 1 1 1	七卜者	ますなごとでです。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	千代田区丸の内二丁目四番一号三菱地所株式会社がファフロダクションは株式会社ダルマプロダクションは株式会社マッシュビューティーラ株式会社マッシュビューティーラボほか三十九名	東の内ビルディング 東部条例第十号)に定める休日を 原く。 にだし、正午から午後一 時までを除く。
Ī	十 十 十 四 三 二	十十九	八	七六	五四三二一	十六
発 電話 〇三(五三二一)	一 一 一 一 一 変更日 所	変更後の小売業者 の住所 変更前の小売業者 変更後の小売業者 する代表者名	の住所の仕所業者	業者の氏名又は名 変更を行った小売 変更を行った小売 変更後の小売業者	店舗名 店舗所在地 設置者住所 変更前の小売業者	縦覧時間
〇三(五三二一)一一一一(代) 郵16 定 (報7年) 一	一号) 一号) 一号) 一号)	下阪府吹田市垂水町一丁目二十八大阪府吹田市垂水町一丁目二十八番三号(株式会社オヴァールリエザン)ほか 前原 聡(株式会社AbHeri)ほか	会社オヴァールリエゾン)ほか港区赤坂八丁目五番四十号(株式	名式 ほか八十	新丸の内ビルディング 千代田区丸の内一丁目五番一号 三菱地所株式会社 アッシュ・ペー・フランス株式会 社ほか八十七名	日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本ででは、 日本での体目に関する条例(平成元年東の体目に関する条例(平成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目に関する条例(下成元年東の体目を は、 日本でのは
(郵送料を含む°) 印 日 - 六、六〇〇円 刷 三〇円 所						十六 縦覧時間
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代) 郵13-東京都文京区白山一丁目十三番七号 番001勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001						令和五年四月二十四日から同年八 令和五年四月二十四日から同年八 京都条例第十号)に定める休日を 京都条例第十号)に定める休日を 除く。